

## 1) 検討体制

### ① 文京区地域福祉推進協議会設置要綱

制 定 平成8年7月11日8文福福発第504号

最終改正 令和2年11月13日2020文福福第614号

(設置)

第1条 文京区における地域福祉の効果的な推進を図るため、文京区地域福祉推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次の事項について総合的な協議を行い、その結果を文京区地域福祉推進本部設置要綱(6文福福第1188号。以下「本部設置要綱」という。)に基づき設置する文京区地域福祉推進本部に報告する。

- (1) 文京区地域福祉保健計画(以下「地域福祉保健計画」という。)に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、地域福祉の推進に関し必要なこと。

(組織)

第3条 協議会の委員は、地域福祉について識見を有する者のうちから、本部設置要綱第3条に規定する本部長(以下「本部長」という。)が委嘱する委員34人以内をもって構成する。

2 委員の構成は、次のとおりとする。

- (1) 学識経験者 5人以内
- (2) 区内関係団体等の構成員 20人以内
- (3) 公募区民 9人以内

3 前項第3号に規定する委員は、別に定める文京区地域福祉推進協議会公募委員募集要領(12文福福発第204号)により募集する。

(任期)

第4条 委嘱された委員の任期は、委嘱の日から委嘱の日の属する年の翌々年の3月31日までとする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けたときは、補欠の委員を置くことができる。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(構成)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、学識経験者のうちから、互選により定める。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、委員のうちから、会長が指名する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会長は、必要に応じて協議会を招集し、主宰する。

(意見聴取)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(分野別検討部会)

第8条 地域福祉保健計画の策定又は改定の検討を行うため、協議会の下に分野別検討部会(以下「部会」という。)を置く。

2 前項の規定により設置する部会は、次のとおりとする。

(1) 子ども部会

(2) 高齢者・介護保険部会

(3) 障害者部会

(4) 保健部会

3 部会は、地域福祉保健計画の策定又は改定に際し、当該計画について協議会から指定された事項を分野別に検討し、その結果を協議会に報告する。

4 部会は、部会長及び部会員をもって構成する。

5 部会長は、第3条第2項第1号の学識経験者のうちから、本部長が指名する。

6 部会員は、協議会委員のうちから、部会長が指名する。

7 前項に規定する者のほか、本部長は、地域福祉に係る分野の関係者等のうちから10人以内の者を部会員として委嘱することができる。ただし、本部長が特に必要と認めるときは、10人を超えて委嘱することができる。

8 第5項から第7項までの規定にかかわらず、第2項第2号に規定する高齢者・介護保険部会の部会長及び部会員は、文京区地域包括ケア推進委員会設置要綱(17文介第1114号)に基づき設置された文京区地域包括ケア推進委員会の委員のうちから、本部長が委嘱する。

9 第5項から第7項までの規定にかかわらず、第2項第4号に規定する保健部会の部会長及び部会員は、文京区地域保健推進協議会条例(昭和50年3月文京区条例第15号)に基づき設置された文京区地域保健推進協議会の委員のうちから、本部長が委嘱し、又は任命する。

10 部会は、部会長が招集する。

11 部会の運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

12 第2項各号に規定する部会の庶務は、次に掲げる課において処理する。

(1) 子ども部会 子ども家庭部子育て支援課

(2) 高齢者・介護保険部会 福祉部高齢福祉課

(3) 障害者部会 福祉部障害福祉課

(4) 保健部会 保健衛生部生活衛生課

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、福祉部福祉政策課において処理する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に会長が定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年1月22日から施行する。

(公募委員の特例)

- 2 平成22年度から平成23年度までの任期に係る協議会の委員で、第3条第2項第3号の公募区民であるもののうち4名以内の者については、同条第3項の規定にかかわらず、文京区地域包括ケア推進委員会設置要綱第4条第5号の公募区民を充てる。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。  
(公募委員の特例)
- 2 平成24年度から平成25年度までの任期に係る協議会の委員で、第3条第2項第3号の公募区民のうち2人以内の者については、同条第3項の規定にかかわらず、文京区地域包括ケア推進委員会設置要綱第4条第5号に規定する公募区民をもって充てる。
- 3 平成24年度から平成25年度までの任期に係る協議会の委員で、第3条第2項第3号の公募区民のうち2人以内の者については、同条第3項の規定にかかわらず、文京区地域保健推進協議会条例施行規則(平成13年3月文京区規則第30号)第2条第3号に規定する区民をもって充てる。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。  
(公募委員の特例)
- 2 平成26年度から平成27年度までの任期に係る協議会の委員で、第3条第2項第3号の公募区民のうち3人以内の者については、同条第3項の規定にかかわらず、文京区地域包括ケア推進委員会設置要綱第4条第5号に規定する公募区民をもって充てる。
- 3 平成26年度から平成27年度までの任期に係る協議会の委員で、第3条第2項第3号の公募区民のうち1人については、同条第3項の規定にかかわらず、文京区地域保健推進協議会条例施行規則(平成13年3月文京区規則第30号)第2条第3号に規定する区民をもって充てることができる。
- 4 平成26年度から平成27年度までの任期に係る協議会の委員で、第3条第2項第3号の公募区民のうち2人以内の者については、同条第3項の規定にかかわらず、文京区子ども・子育て会議要綱(25文男子第606号)第2条第1項第6号に規定する公募の区民をもって充てる。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。  
(公募委員の特例)
- 2 平成28年度から平成29年度までの任期に係る協議会の委員で、第3条第2項第3号の公募区民のうち2人以内の者については、同条第3項の規定にかかわらず、文京区地域包括ケア推進委員会設置要綱第4条第5号に規定する公募区民をもって充てる。
- 3 平成28年度から平成29年度までの任期に係る協議会の委員で、第3条第2項第3号の公募区民のうち2人以内の者については、同条第3項の規定にかかわらず、文京区地域保健推進協議会条例施行規則(平成13年3月文京区規則第30号)第2条第3号に規定する区民をもって充てることができる。
- 4 平成28年度から平成29年度までの任期に係る協議会の委員で、第3条第2項第3号の公募区民のうち2人以内の者については、同条第3項の規定にかかわらず、文京区子ども・子

育て会議要綱(25文男子第606号)第2条第1項第6号に規定する公募の区民をもって充てる。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。  
(公募委員の特例)
- 2 平成30年度から平成31年度までの任期に係る協議会の委員で、第3条第2項第3号の公募区民のうち2人以内の者については、同条第3項の規定にかかわらず、文京区地域包括ケア推進委員会設置要綱第4条第5号に規定する公募区民をもって充てる。
- 3 平成30年度から平成31年度までの任期に係る協議会の委員で、第3条第2項第3号の公募区民のうち2人以内の者については、同条第3項の規定にかかわらず、文京区地域保健推進協議会条例施行規則(平成13年3月文京区規則第30号)第2条第3号に規定する区民をもって充てることことができる。
- 4 平成30年度から平成31年度までの任期に係る協議会の委員で、第3条第2項第3号の公募区民のうち2人以内の者については、同条第3項の規定にかかわらず、文京区子ども・子育て会議要綱(25文男子第606号)第2条第1項第6号に規定する公募の区民をもって充てる。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。  
(公募委員の特例)
- 2 令和2年度から令和3年度までの任期に係る協議会の委員で、第3条第2項第3号の公募区民のうち2人以内の者については、同条第3項の規定にかかわらず、文京区地域包括ケア推進委員会設置要綱(17文介第1114号)第4条第5号に規定する公募区民をもって充てる。
- 3 令和2年度から令和3年度までの任期に係る協議会の委員で、第3条第2項第3号の公募区民のうち2人以内の者については、同条第3項の規定にかかわらず、文京区地域保健推進協議会条例施行規則(平成13年3月文京区規則第30号)第2条第3号に規定する区民をもって充てることことができる。
- 4 令和2年度から令和3年度までの任期に係る協議会の委員で、第3条第2項第3号の公募区民のうち2人以内の者については、同条第3項の規定にかかわらず、文京区子ども・子育て会議要綱(25文男子第606号)第2条第1項第6号に規定する公募の区民をもって充てる。

付 則

この要綱は、令和2年12月1日から施行する。

## 文京区地域福祉推進協議会 委員名簿

平成31年4月～令和3年3月

番号	役職	氏名	団体名等	備考
1	会長	高橋 紘士	一般財団法人高齢者住宅財団特別顧問	
2	副会長	青木紀久代	白百合心理・社会福祉研究所 所長	元年度第3回まで
3		遠藤 利彦	東京大学大学院教授	2年度第1回から
4		平岡 公一	お茶の水女子大学教授	
5		高山 直樹	東洋大学教授	
6		神馬 征峰	東京大学大学院教授	
7		団体推薦	中村 宏	小石川医師会
8	金 吉男		文京区医師会	元年度第1回まで
9	山道 博		文京区医師会	元年度第2回から
10	佐藤 文彦		小石川歯科医師会	
11	三羽 敏夫		文京区歯科医師会	
12	川又 靖則		文京区薬剤師会	
13	諸留 和夫		文京区町会連合会	
14	田口 弘之		文京区社会福祉協議会	元年度第3回まで
15	坂田 賢司		文京区社会福祉協議会	2年度第1回から
16	木谷富士子		文京区民生委員・児童委員協議会	元年度第3回まで
17	廣井 泉		文京区民生委員・児童委員協議会	2年度第1回から
18	永井 愛子		文京区高齢者クラブ連合会	2年度第1回まで
19	木村 始		文京区高齢者クラブ連合会	2年度第2回から
20	大橋 久		文京区青少年健全育成会	
21	千代 和子		文京区女性団体連絡会	2年度第1回まで
22	大内 悦子		文京区女性団体連絡会	2年度第2回から
23	川合 正		文京区私立幼稚園連合会	
24	荒川まさ子		文京区話し合い員連絡協議会	元年度第3回まで
25	高山 礼子		文京区話し合い員連絡協議会	2年度第1回から
26	飯塚美代子		文京区介護サービス事業者連絡協議会	
27	金海 仁美	文京区民生委員・児童委員協議会(主任児童委員)	元年度第3回まで	

番号	役職	氏名	団体名等	備考
28	団体推薦	佐治 信子	文京区民生委員・児童委員協議会(主任児童委員)	2年度第1回から
29		佐々木妙子	文京区私立保育園(慈愛会保育園)	
30		佐藤 澄子	文京区知的障害者(児)の明日を創る会	元年度第3回まで
31		山口 恵子	文京区知的障害者(児)の明日を創る会	2年度第1回から
32		山下美佐子	パセリの会	
33		高田俊太郎	文京地域生活支援センターあかり	
34		公募区民	黒澤摩里子	(子ども・子育て会議)
35	税所 篤快		(子ども・子育て会議)	元年度第3回まで
36	鳩山多加子		(子ども・子育て会議)	2年度第1回から
37	古城 侑子		(子ども・子育て会議)	2年度第1回から
38	町田 直樹		(地域包括ケア推進委員会)	元年度第3回まで
39	鈴木 好美		(地域包括ケア推進委員会)	元年度第3回まで
40	小倉 保志		(地域包括ケア推進委員会)	2年度第1回から
41	鈴木 悦子		(地域包括ケア推進委員会)	2年度第1回から
42	堀江 久美		(地域保健推進協議会)	元年度第1回まで
43	小山 榮		(地域保健推進協議会)	元年度第3回まで
44	西村 久子		(地域保健推進協議会)	元年度第2回から
45	小山 忍		(地域保健推進協議会)	2年度第1回から
46	武長 信亮			
47	櫻井美恵子			
48	河井 貴之			2年度第1回から

## ② 文京区地域包括ケア推進委員会設置要綱 (文京区地域福祉推進協議会高齢者・介護保険部会)

制 定 平成17年11月14日17文介第1114号

最終改正 令和2年8月7日2020文福高第631号

(設置)

第1条 文京区(以下「区」という。)における高齢者等の介護、介護予防等に関し、地域の実情を反映させた包括的な地域ケアを効果的に推進するため、文京区地域包括ケア推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(用語の定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、介護保険法(平成9年法律第123号)で使用する用語の例による。

(所掌事項)

第3条 委員会は、次に掲げる事項について協議及び検討を行う。

- (1) 地域包括支援センターの設置及び運営に関すること。
  - (2) 認知症の本人及びその家族等に対するきめ細やかな対応と継続的な支援を行うためのネットワーク構築に関すること。
  - (3) 前2号のほか、地域包括ケアの推進に関すること。
- 2 委員会は、次に掲げる事項について意見を述べることができる。
- (1) 地域密着型介護サービス費の額
  - (2) 地域密着型介護予防サービス費の額
  - (3) 指定地域密着型サービス事業者の指定
  - (4) 指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定
  - (5) 指定地域密着型サービスに従事する従業者に関する基準並びに指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準
  - (6) 指定地域密着型介護予防サービスに従事する従業者に関する基準、指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準並びに、指定地域密着型介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準
  - (7) 指定介護予防支援事業者の指定
- 3 前2項に掲げる事項のほか、委員会は、文京区地域福祉推進協議会設置要綱(8文福福発第504号)第8条各項に規定する高齢者・介護保険事業計画の策定又は改定に関する事項について検討するものとする。
- 4 前3項のほか、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律(平成元年法律第64号)第5条に規定する医療及び介護の総合的な確保のための事業の実施に関する計画の策定に当たり、高齢者・介護保険事業計画との整合性確保のために意見を述べることができる。

(委員)

第4条 委員会は、次に掲げる者のうちから、区長が委嘱する委員20人以内をもって構成する。

- (1) 学識経験者 1人以内
- (2) 地域の医療に関係する団体(医師会、歯科医師会及び薬剤師会)の代表者 5人以内

- (3) 介護支援専門員並びに介護サービス事業者及び介護予防サービス事業者の代表者 3人以内
  - (4) 地域の高齢者に関する団体等(町会連合会、民生委員・児童委員協議会、話し合い員連絡協議会、高齢者クラブ連合会、権利擁護関係団体及び第2号被保険者の雇用主)の代表者 6人以内
  - (5) 公募区民(第1号被保険者、第2号被保険者及び介護保険サービス利用者) 5人以内
- 2 前項第5号に規定する委員は、別に定める文京区地域包括ケア推進委員会公募委員募集要領(18文介第1518号)により募集する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、委嘱の日から委嘱の日の属する年の翌々年の3月31日までとし、委員が欠けたときにおける補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、学識経験者とし、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員会に副委員長1人を置き、委員のうちから委員長が指名する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員長は、必要に応じて委員会を招集し、会議を主宰する。

(意見聴取)

第8条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、説明、意見等を聴くことができる。

(幹事)

第9条 委員会に幹事を置く。

- 2 幹事は、福祉部福祉政策課長、福祉部高齢福祉課長、福祉部地域包括ケア推進担当課長、福祉部介護保険課長及び保健衛生部健康推進課長の職にある者とする。

(専門部会)

第10条 委員会に、次の専門部会(以下「部会」という。)を置く。

- (1) 認知症施策検討専門部会
  - (2) 医療介護連携専門部会
- 2 部会は、第3条第1項及び第4項に規定する事項を分野別に検討し、その結果を委員会に報告する。
- 3 部会は、部会長及び部会員をもって構成する。
  - 4 部会長は、福祉部長が指名し、区長が委嘱する。
  - 5 部会員は、第4条第1項の委員、学識経験者、区民、区内関係団体等の推薦による者及び地域包括支援センターの職員のうちから、区長が委嘱する。
  - 6 前2項の規定にかかわらず、医療介護連携専門部会の部会長及び部会員は、文京区地域医療連携推進協議会設置要綱(21文保健第133号)の規定に基づく在宅医療検討部会の部会長及び部会員を兼ねるものとする。この場合において、医療介護連携専門部会の部会長及び部会員の任期については、文京区地域医療連携推進協議会設置要綱の規定によるものとする。
  - 7 部会は、部会長が招集する。



8 部会に関し必要な事項は、部会長が定める。

(庶務)

第11条 委員会及び部会の庶務は、福祉部高齢福祉課において処理する。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に福祉部長が定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

(任期の特例)

2 平成19年度から委員の任にある者については、第5条の規定にかかわらず任期を平成22年3月31日までとする。

付 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

(任期の特例)

2 平成23年度から委員の任にある者については、第5条の規定にかかわらず、任期を平成24年3月31日までとする。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年2月20日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、決定の日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、決定の日から施行する。

文京区地域福祉推進協議会高齢者・介護保険部会(文京区地域包括ケア推進委員会) 部会員名簿

平成31年4月～令和3年3月

番号	役職	氏名	団体名等	備考
1	部会長	平岡 公一	お茶の水女子大学教授	
2	部会員	飯塚美代子	文京区介護サービス事業者連絡協議会	
3		中村 宏	小石川医師会	
4		石川みづえ	文京区医師会	
5		野村 茂樹	小石川歯科医師会	元年度第2回まで
6		星野 高之	小石川歯科医師会	元年度第3回から
7		藤田 良治	文京区歯科医師会	
8		川又 靖則	文京区薬剤師会	
9		阿部 智子	文京区介護サービス事業者連絡協議会	
10		林田 俊弘	文京区介護サービス事業者連絡協議会	
11		永井 愛子	文京区高齢者クラブ連合会	元年度第4回まで
12		木村 始	文京区高齢者クラブ連合会	2年度第2回から
13		荒川まさ子	文京区話し合い員連絡協議会	元年度第4回まで
14		高山 礼子	文京区話し合い員連絡協議会	2年度第1回から
15		諸留 和夫	文京区町会連合会	
16		吉野 文江	文京区民生委員・児童委員協議会	元年度第4回まで
17		神田 泰子	文京区民生委員・児童委員協議会	2年度第1回から
18		田口 弘之	文京区社会福祉協議会	元年度第4回まで
19		坂田 賢司	文京区社会福祉協議会	2年度第1回から
20		古関 伸一	東京商工会議所文京支部	
21		楠 正秀	公募区民	元年度第4回まで
22		鈴木 好美	公募区民	元年度第4回まで
23		浅井 順	公募区民	元年度第4回まで
24		小倉 保志	公募区民	
25		町田 直樹	公募区民	元年度第4回まで
26		鈴木 悦子	公募区民	2年度第1回から
27		川島 久徳	公募区民	2年度第1回から
28		川口 典男	公募区民	2年度第1回から
29		秋山 澄子	公募区民	2年度第1回から

### ③ 文京区地域福祉推進本部設置要綱

制 定 平成7年2月20日6文福福発第1188号

最終改正 令和2年3月30日2019文福福第1584号

(設置)

第1条 文京区地域福祉保健計画(以下「地域福祉保健計画」という。)その他福祉保健に関する基本的な計画に基づき、福祉、保健、医療、住宅、まちづくり等の広範囲にわたる施策を、総合的及び体系的に推進するため、文京区地域福祉推進本部(以下「推進本部」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 地域福祉保健計画に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、地域福祉の推進に関し必要なこと。

(構成)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

- 2 本部長は、区長とし、推進本部を統括する。
- 3 副本部長は、副区長及び教育長とし、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。この場合において、職務を代理する順位は、副区長、教育長の順とする。
- 4 本部員は、文京区庁議等の設置に関する規則(平成6年3月文京区規則第10号)第4条第1項(区長、副区長及び教育長を除く。)及び第2項に規定する者をもって構成する。

(会議)

第4条 推進本部は、本部長が招集する。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは、副本部長及び本部員以外の者に出席を求め、意見を述べさせることができる。

(幹事会)

第5条 推進本部の効率的運営を図るため、推進本部の下に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、推進本部に付議する事案について必要な事項を検討し、その結果を推進本部に報告する。
- 3 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって構成する。
- 4 幹事長は、福祉部長の職にある者とし、幹事会を総括する。
- 5 副幹事長は、子ども家庭部長、保健衛生部長及び地域包括ケア推進担当部長の職にある者とし、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるときは、その職務を代理する。この場合において、職務を代理する順位は、子ども家庭部長、保健衛生部長、地域包括ケア推進担当部長の順とする。
- 6 幹事は、区職員のうちから幹事長が指名する者とする。
- 7 幹事会は、幹事長が招集する。
- 8 その他幹事会に関し必要な事項は、幹事長が別に定める。

(専門部会及び分科会)

第6条 幹事長は、地域福祉保健計画の見直し又は改定に当たり、専門的事項について検討を行うため、幹事会の下に専門部会及び分科会を置くことができる。

- 2 専門部会及び分科会に関し必要な事項は、幹事長が定める。

(庶務)

第7条 推進本部及び幹事会の庶務は、福祉部福祉政策課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年6月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年4月2日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

## 文京区地域福祉推進本部 本部員名簿

令和3年3月現在

	役職	氏名	職名
1	本部長	成澤 廣修	区 長
2	副本部長	佐藤 正子	副区長
3	//	加藤 裕一	教育長
4	本部員	松井 良泰	企画政策部長
5	//	吉岡 利行	総務部長(危機管理室長兼務)
6	//	竹田 弘一	区民部長
7	//	小野 光幸	アカデミー推進部長
8	//	木幡 光伸	福祉部長(地域包括ケア推進担当部長兼務)
9	//	大川 秀樹	子ども家庭部長
10	//	佐藤壽志子	保健衛生部長
11	//	高橋 征博	都市計画部長
12	//	吉田 雄大	土木部長
13	//	八木 茂	資源環境部長
14	//	鵜沼 秀之	施設管理部長
15	//	田中 芳夫	会計管理者
16	//	山崎 克己	教育推進部長
17	//	野田 康夫	監査事務局長
18	//	竹越 淳	区議会事務局長
19	//	新名 幸男	企画政策部参事企画課長事務取扱
20	//	武藤 充輝	企画政策部財政課長
21	//	熱田 直道	企画政策部広報課長
22	//	久保 孝之	総務部総務課長
23	//	多田栄一郎	総務部職員課長

文京区地域福祉推進本部幹事会 幹事名簿

令和3年3月現在

	役職	氏名	職名
1	幹事長	木幡 光伸	福祉部長(地域包括ケア推進担当部長兼務)
2	副幹事長	大川 秀樹	子ども家庭部長
3	//	佐藤壽志子	保健衛生部長
4	幹事	新名 幸男	企画政策部参事企画課長事務取扱
5	//	大野 公治	総務部ダイバーシティ推進担当課長
6	//	鈴木 大助	総務部防災課長
7	//	矢島 孝幸	福祉部福祉政策課長
8	//	浅川 道秀	福祉部高齢福祉課長
9	//	進 憲司	福祉部地域包括ケア推進担当課長
10	//	畑中 貴史	福祉部障害福祉課長
11	//	大戸 靖彦	福祉部生活福祉課長
12	//	中澤 功志	福祉部介護保険課長
13	//	大武 保昭	福祉部国保年金課長(福祉部高齢者医療担当課長兼務)
14	//	鈴木 裕佳	子ども家庭部子育て支援課長
15	//	横山 尚人	子ども家庭部幼児保育課長
16	//	中川 景司	子ども家庭部子ども施設担当課長
17	//	瀬尾かおり	子ども家庭部子ども家庭支援センター所長
18	//	木口 正和	子ども家庭部児童相談所準備担当課長
19	//	榎戸 研	保健衛生部生活衛生課長
20	//	渡部 雅弘	保健衛生部健康推進課長
21	//	笠松 恒司	保健衛生部参事予防対策課長事務取扱
22	//	阿部 英幸	保健衛生部保健サービスセンター所長
23	//	木村 健	教育推進部学務課長
24	//	松原 修	教育推進部教育指導課長
25	//	石川 浩司	教育推進部児童青少年課長
26	//	真下 聡	教育推進部教育センター所長

## 2) 検討経過

### ① 地域福祉推進協議会

	開催日	主な議題
1	令和元年5月31日(金)	・分野別計画の策定に向けた実態調査の概要について
2	令和元年8月28日(水)	・分野別計画の策定に向けた実態調査の調査項目について
3	令和2年1月30日(木)	・分野別計画の策定に向けた実態調査の結果について
4	令和2年5月(書面会議)	・新たな地域福祉保健計画の策定について
5	令和2年7月31日(金)	・新たな地域福祉保健の推進計画の主要項目(案)について
6	令和2年8月21日(金)	・新たな地域福祉保健計画の検討状況について
7	令和2年11月4日(水)	・新たな地域福祉保健計画の中間のまとめについて
8	令和3年2月5日(金)	・中間のまとめのパブリックコメント及び区民説明会の実施結果について ・新たな地域福祉保健計画(案)について

### ② 高齢者・介護保険部会(地域包括ケア推進委員会)

	開催日	主な議題
1	令和元年5月23日(木)	・高齢者等実態調査の概要について
2	令和元年7月5日(金)	・高齢者等実態調査に係る調査項目(案)について
3	令和元年9月17日(火)	・高齢者等実態調査に係る調査項目について
4	令和元年12月17日(火)	・高齢者等実態調査の集計状況について
5	令和2年6月(書面会議)	・高齢者等実態調査報告書について ・新たな高齢者・介護保険事業計画の策定について
6	令和2年7月29日(水)	・高齢者・介護保険事業計画の主要項目、方向性及び体系等(案)について
7	令和2年9月1日(火)	・高齢者・介護保険事業計画中間のまとめ(たたき台)について
8	令和2年10月21日(水)	・高齢者・介護保険事業計画中間のまとめ(案)について
9	令和3年1月(書面会議)	・高齢者・介護保険事業計画最終案について

### ③ 地域福祉推進本部

	開催日	主な議題
1	令和元年5月22日(水)	・分野別計画の策定に向けた実態調査の概要について
2	令和元年8月7日(水)	・分野別計画の策定に向けた実態調査の調査項目について
3	令和2年1月29日(水)	・分野別計画の策定に向けた実態調査の結果について
4	令和2年5月13日(水)	・新たな地域福祉保健計画の策定について
5	令和2年7月22日(水)	・新たな地域福祉保健の推進計画の主要項目(案)について
6	令和2年8月19日(水)	・新たな地域福祉保健計画の検討状況について
7	令和2年10月28日(水)	・新たな地域福祉保健計画の中間のまとめについて
8	令和3年1月26日(火)	・中間のまとめのパブリックコメント及び区民説明会の実施結果について ・新たな地域福祉保健計画(案)について

### ④ 地域福祉推進本部幹事会

	開催日	主な議題
1	令和元年5月14日(火)	・分野別計画の策定に向けた実態調査の概要について
2	令和元年7月26日(金)	・分野別計画の策定に向けた実態調査の調査項目について
3	令和2年1月24日(金)	・分野別計画の策定に向けた実態調査の結果について
4	令和2年5月(書面会議)	・新たな地域福祉保健計画の策定について
5	令和2年7月10日(金)	・新たな地域福祉保健の推進計画の主要項目(案)について
6	令和2年8月7日(金)	・新たな地域福祉保健計画の検討状況について
7	令和2年10月15日(木)	・新たな地域福祉保健計画の中間のまとめについて
8	令和3年1月(書面会議)	・中間のまとめのパブリックコメント及び区民説明会の実施結果について ・新たな地域福祉保健計画(案)について



## 3) 計画策定に関する区民意見の収集状況

本計画の策定に当たっては、「中間のまとめ」について、パブリックコメント(意見募集)と区民説明会を実施しました。

### ① 周知方法

区報特集号の発行(令和2年12月4日号)、区ホームページの掲載、区内関係窓口での供覧等の方法により周知しました。

### ② パブリックコメント

意見の募集期間 令和2年12月4日(金)～令和3年1月4日(月)  
意見の提出者数 3人

### ③ 区民説明会

開催日及び場所 令和2年12月12日(土) 文京シビックセンター  
12月16日(水) 文京シビックセンター  
参加者数 0人

## 1) 感染症や災害への対応力強化

### □ 日頃からの備えと業務継続に向けた取組の推進

介護サービス事業者に、感染症対策の強化のための取組、業務継続に向けた計画等の策定、訓練の実施等の取組が義務付けられます。

また、通所介護等の報酬について、感染症や災害の影響で利用者数が減少した場合に状況に即した安定的なサービス提供を可能とする観点から、特例措置が設けられます。

## 2) 地域包括ケアシステムの推進

### □ 住み慣れた地域において、利用者の尊厳を保持しつつ、必要なサービスが切れ目なく提供されるよう取組を推進

認知症対応力を向上させていくため、介護に直接携わる職員が認知症介護基礎研修を受講するための措置が義務付けられます。

また、施設等の看取りに係る加算について、新たな評価区分の設定や訪問介護に係る2時間ルールの弾力化等の看取りへの対応の充実が図られます。

## 3) 自立支援・重度化防止の取組の推進

### □ リハビリテーション・機能訓練等の取組の連携・強化

週6回を限度とする訪問リハビリテーションについて、退院・退所日から3か月以内は週12回まで算定可能となります。

また、通所介護、通所リハビリテーションにおいて利用者の自宅での入浴の自立を図る観点から、個別の入浴計画に基づく入浴介助が新たな評価区分として設定されます。

## 4) 介護人材の確保・介護現場の革新

### □ 介護職員の処遇改善や職場環境の改善に向けた取組の推進

サービス提供体制加算において、より介護福祉士割合や勤続年数の長い介護福祉士の割合が高い事業者を評価する新たな区分が設けられます。

また、育児・介護休業取得の際の代替職員の確保や、短時間勤務等を行う場合の「常勤」としての取扱いが可能となります。

さらに、業務効率化・業務負担軽減の推進のため、テクノロジーの活用推進や人員配置基準が緩和されます。

## 5) 介護保険制度の安定性・持続可能性の確保等

### □ 必要なサービスを確保しつつ、適正化を図る

要介護更新認定・要支援更新認定における有効期間の上限が48か月となります。

また、令和3年8月から、負担能力に応じた負担を図る観点から、高額介護サービス費、特定施設入所者介護サービス費について見直されます。

## 3

## 日常生活圏域一覽

## 富坂地区

町	丁目	番
後楽	1~2丁目	全域
春日	1丁目	全域
	2丁目	1~7、9~26
小石川	1~4丁目	全域
	5丁目	1~4、8~17、20~41
白山	1丁目	1、2、5~8、11~14、16~22、30~37
	2~5丁目	全域
千石	1~4丁目	全域
水道	1丁目	1、2、11、12
小日向	4丁目	1~2
大塚	3丁目	31~44
	4丁目	1、2(6~14)、3(5~11)、4(1~3)
西片	1丁目	19
本駒込	2丁目	9(7~17)、10~11、29
	6丁目	1~12

## 大塚地区

町	丁目	番
春日	2丁目	8
小石川	5丁目	5~7、18~19
水道	1丁目	3~10
	2丁目	全域
小日向	1~3丁目	全域
	4丁目	3~9
大塚	1~2丁目	全域
	3丁目	1~30
	4丁目	2(1~5、15)、3(1~4、12)、4(4~12)、5~53
	5~6丁目	全域
関口	1~3丁目	全域
目白台	1~3丁目	全域
音羽	1~2丁目	全域

## 本富士地区

町	丁目	番
白山	1丁目	3、4、9、10、15
本郷	1~7丁目	全域
湯島	1~4丁目	全域
西片	1丁目	1~18、20
	2丁目	全域
向丘	1丁目	1~6、16~20
	2丁目	1~10、11(1~5)、13(8~21)
弥生	1~2丁目	全域
根津	1~2丁目	全域

## 駒込地区

町	丁目	番
白山	1丁目	23~29
向丘	1丁目	7~15
	2丁目	11(6~14)、12、13(1~7)、14~39
千駄木	1~5丁目	全域
本駒込	1丁目	全域
	2丁目	1~8、9(1~6、18~33)、12~28
	3~5丁目	全域
	6丁目	13~25

## 4

## 高齢者・介護保険関係施設等一覧

## ★ 高齢者あんしん相談センター(地域包括支援センター)

番号	名 称	所在地	電話番号
1	高齢者あんしん相談センター 富坂	白山5-16-3	03-3942-8128
2	高齢者あんしん相談センター 富坂分室	小石川2-18-18	03-5805-5032
3	高齢者あんしん相談センター 大塚	大塚4-50-1	03-3941-9678
4	高齢者あんしん相談センター 大塚分室	音羽1-15-12	03-6304-1093
5	高齢者あんしん相談センター 本富士*	湯島4-9-8	03-3811-8088
6	高齢者あんしん相談センター 本富士分室	西片2-19-15	03-3813-7888
7	高齢者あんしん相談センター 駒込	千駄木5-19-2	03-3827-5422
8	高齢者あんしん相談センター 駒込分室	本駒込2-28-10	03-6912-1461

\* 高齢者あんしん相談センター本富士は、令和3年度中に移転予定です。

## ■ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護【地域密着型サービス】

番号	名 称	所在地	電話番号
9	グッドライフケア24	西片2-19-15	03-5844-6093

## ■ 夜間対応型訪問介護【地域密着型サービス】

番号	名 称	所在地	電話番号
10	SOMPOケア白山夜間訪問介護	白山5-17-19 鳥居本ビル201号	03-5395-7667

## ▲ 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

番号	名 称	所在地	電話番号
11	特別養護老人ホーム 洛和ヴィラ文京春日	春日1-9-21	03-5804-6511
12	小石川ヒルサイドテラス	春日2-4-8	03-5804-0088
13	特別養護老人ホーム 文京白山の郷	白山5-16-3	03-3942-1887
14	特別養護老人ホーム 文京くすのきの郷	大塚4-18-1	03-3947-2801
15	特別養護老人ホーム ゆしまの郷	湯島3-29-10	03-3836-2566
16	特別養護老人ホーム 文京千駄木の郷	千駄木5-19-2	03-3827-5420

## ▲ 介護老人保健施設(老人保健施設)

番号	名 称	所在地	電話番号
17	介護老人保健施設ひかわした	千石2-1-6	03-5319-0780
18	介護老人保健施設 音羽えびすの郷	音羽1-22-14	03-3941-0165
19	龍岡介護老人保健施設	湯島4-9-8	03-3811-0088

凡例・各施設の所在地については、施設マップ(P.216～217参照)に表示されています。

## ▲ 特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム)

番号	名 称	所在地	電話番号
20	アズハイム文京白山	白山4-36-13	03-3943-6105
21	グランヴィ小日向	小日向1-23-27	03-5810-1900
22	アリア文京大塚	大塚4-46-5	0120-17-1165
23	介護付き有料老人ホーム 杜の癒しハウス文京関口	関口1-14-12	03-5227-8835
24	ネクサスコート本郷	本郷3-4-1	03-5842-5708
25	アリア文京本郷	湯島2-21-15	0120-17-1165
26	エイジフリー・ライフ文京湯島	湯島3-21-7	03-5846-1561
27	クラーチ・エレガント本郷	向丘2-2-6	0120-243-658
28	トラストガーデン本郷	向丘2-2-6	03-5805-7420
29	ホスピタルメント文京弥生	弥生2-4-4	03-5615-9235
30	介護付有料老人ホーム クラシックガーデン文京根津	根津2-14-18	03-5815-4665
31	ホスピタルメント文京千駄木	千駄木3-14-10	03-5834-2613

## ■ 認知症対応型共同生活介護(認知症高齢者グループホーム)【地域密着型サービス】

番号	名 称	所在地	電話番号
32	グループホーム いくつか星	小石川5-11-8	03-3868-3533
33	グループホーム白山みやびの郷	白山2-29-9	03-3818-2212
34	泉湧く憩いの家	千石2-31-9	03-3942-0561
35	グループホーム文京あやめ	小日向1-23-20	03-5940-0751
36	優っくりグループホーム文京小日向	小日向1-23-26	03-5810-1758
37	グッドライフケアホーム向丘	西片2-19-15	03-3868-2052
38	のんびり家	向丘1-16-26	03-3817-0876
39	お寺のよこ	向丘2-38-5	03-3822-0028
40	文京ひかりの里	本駒込5-66-5	03-5832-6332

## ■ 認知症対応型通所介護(認知症デイサービス)【地域密着型サービス】

番号	名 称	所在地	電話番号
41	小石川デイサービスセンター	春日2-4-8	03-5804-0088
42	文京白山高齢者在宅サービスセンター	白山5-16-3	03-3942-8225
43	泉湧く憩いの家	千石2-31-9	03-3942-0561
44	文京くすのき高齢者在宅サービスセンター	大塚4-18-1	03-3947-2801
45	文京本郷高齢者在宅サービスセンター	本郷4-21-2	03-3816-2317
46	デイサービスセンター ゆしまの郷	湯島3-29-10	03-3836-3526
47	文京千駄木高齢者在宅サービスセンター	千駄木5-19-2	03-3827-5421

## ■ 小規模多機能型居宅介護【地域密着型サービス】

番号	名 称	所在地	電話番号
48	小規模多機能型居宅介護 いきいき礫川	小石川2-16-1	03-5840-9803
49	優っくり小規模多機能介護文京小日向	小日向1-23-26	03-5810-1757
50	SOMPOケアいきいき小日向小規模多機能	小日向2-8-15	03-6902-5321
51	グッドライフケア向丘	西片2-19-15	03-3830-0451
52	ユアハウス弥生	弥生2-16-3	03-5840-8652

## ■ 看護小規模多機能型居宅介護【地域密着型サービス】

番号	名 称	所在地	電話番号
53	千石にじの家	千石4-1-2	03-6304-1822

## ■ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 (地域密着型特別養護老人ホーム)【地域密着型サービス】

番号	名 称	所在地	電話番号
54	地域密着型特別養護老人ホーム洛和ヴィラ文京春日	春日1-9-21	03-5804-6511
55	特別養護老人ホーム文京小日向の家	小日向1-23-26	03-5810-1756
56	地域密着型特別養護老人ホーム文京大塚みどりの郷	大塚4-50-1	03-3941-6669

## ■ 地域密着型通所介護(デイサービス)【地域密着型サービス】

番号	名 称	所在地	電話番号
57	あしつよ・文京	春日2-13-1 芳文堂ビル7階	03-6801-6402
58	文京区介護予防拠点 いきいき礪川	小石川2-16-1	03-5840-9828
59	GENK INE X T 茗荷谷	小石川5-21-5 中村ビル1階	03-3868-0936
60	リハビリ・デイサービス 虎SUN	白山5-18-11 草柳ビル1階	03-6912-1840
61	デイサービスセンターファンライフ文京	千石3-13-11-102	03-6912-0355
62	信和リハビリデイサービス 千石	千石4-16-2 小林ビル101	03-6902-9880
63	レコードブック千石	千石4-38-10 馬場ビル1階	03-6902-5977
64	ゆらら デイサービス	水道2-10-17 渡邊ビル1階	03-6912-0069
65	MEDICAL PRO SPORTS 介護デイサービス 教育の森	大塚3-20-7 清水ビル1階	03-6902-9568
66	MEDICAL PRO SPORTS 介護デイサービス	大塚4-12-10 橋本ビル1階	03-6902-9270
67	リハビリ道場	大塚6-27-6 グリーンハウス	03-3943-3408
68	デイサービスだるま	千駄木3-42-16 ぱぱす谷中店2階	03-3823-7705
69	デイサービスWith千駄木	千駄木4-16-2 ヴィルヌーヴ千駄木1階	03-5834-7470
70	リハビリ・デイサービス 虎SUN動坂店	本駒込4-42-11 サクラ文京ビル1階	03-5842-1356
71	ステップぱーとなー千石	本駒込4-43-1	03-5809-0630
72	いきいきらいふSPA駒込	本駒込5-72-1	03-3943-8778

## ● 通所リハビリテーション(デイケア)

番号	名 称	所在地	電話番号
73	須田整形外科クリニック	後楽2-23-15	03-3811-0881
74	介護老人保健施設 ひかわした	千石2-1-6	03-5319-0780
75	杉山クリニック デイケア	千石2-13-13	03-3944-5941
76	介護老人保健施設 音羽えびすの郷	音羽1-22-14	03-3941-0165
77	龍岡介護老人保健施設	湯島4-9-8	03-3811-0088

## ● 通所介護(デイサービス)

番号	名 称	所在地	電話番号
78	ジム・デイサービス夢楽白山	白山1-33-18 白山NTビル1階	03-6240-0945
79	文京白山高齢者在宅サービスセンター	白山5-16-3	03-3942-8225
80	Let'sリハ! 白山駅前	白山5-36-9 白山麻の実ビル6階	03-3830-0385
81	デイサービスセンターなごやか千石	千石4-18-1 千石ハイツ1階	03-5940-6816
82	ゆららデイサービス江戸川橋	水道2-7-5-101	03-6801-8235
83	小日向ハウス	小日向1-5-13	03-3941-2226
84	SOMPOケア いきいき小日向 デイサービス	小日向2-8-15	03-6902-5361
85	文京くすのき高齢者在宅サービスセンター	大塚4-18-1	03-3947-2801
86	文京大塚高齢者在宅サービスセンター	大塚4-50-1	03-3941-6760
87	神楽坂介護リハビリセンター	関口1-2-3 正美堂ビル1階	03-5227-1070
88	ベストリハ早稲田	関口1-35-17 山水ビル1階	03-5155-2830
89	文京本郷高齢者在宅サービスセンター	本郷4-21-2	03-3816-2317
90	文京湯島高齢者在宅サービスセンター	湯島2-28-14	03-3814-1898
91	文京向丘高齢者在宅サービスセンター	向丘2-22-9	03-5814-1531
92	文京千駄木高齢者在宅サービスセンター	千駄木5-19-2	03-3827-5421
93	文京昭和高齢者在宅サービスセンター	本駒込2-28-31	03-5395-2376
94	デイサービスヨウコー駒込	本駒込5-32-8	03-5834-1620

## ☆ 老人福祉センター

番号	名 称	所在地	電話番号
95	文京福祉センター江戸川橋	小日向2-16-15	03-5940-2901
96	文京福祉センター湯島	本郷3-10-18	03-3814-9245

## △ シルバーピア

番号	名 称	所在地	電話番号
97	シルバーピアはくさん	白山2-17-3	—
98	シルバーピアはくさん台	白山4-31-4	—
99	シルバーピア千石二丁目	千石2-26-3	—
100	シルバーピア千石	千石3-36-11	—
101	シルバーピアおおつか	大塚4-18-1	—
102	シルバーピア坂下通り	大塚5-14-2	—
103	シルバーピア湯島	湯島3-2-3	—
104	シルバーピア向丘	向丘2-22-9	—
105	シルバーピア根津	根津1-15-12	—

## ☆ シルバーセンター

番号	名 称	所在地	電話番号
106	シルバーセンター	春日1-16-21文京シビックセンター4階	03-5803-1113

## ☆ その他

番号	名 称	所在地	電話番号
107	シルバー人材センター	春日1-16-21文京シビックセンター4階	03-3814-9248

# 文京区高齢者・介護保険関係 施設マップ



## 凡例

- ★ : 高齢者あんしん相談センター  
(地域包括支援センター)
- ▲ : 施設サービス
- : 地域密着型サービス
- : 居宅サービス
- △ : 高齢者向け住宅
- ☆ : その他

※各施設については、高齢者・介護保険関係施設等一覧(P.212~215参照)に表記されています。





ふみ みやこ  
「文の京」ハートフルプラン  
文京区地域福祉保健計画  
**高齢者・介護保険事業計画**

(令和3年度～令和5年度)

令和3年(2021年)3月発行

発行/文京区

編集/福祉部介護保険課

〒112-8555 文京区春日一丁目16番21号

03-5803-1389(直通)

<https://www.city.bunkyo.lg.jp/>

印刷物番号 E0120037

頒布価格 1,080円

再生紙を使用しています。